

令和元年6月24日

経済戦略局企画総務部総務課担当係長、市職経済局支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

これより予備交渉を始める。まず、交渉事項について説明する。

6月18日に、G20大阪サミット開催等期間におけるサミット担当及び局内応援職員の勤務時間の割振り変更について協議させていただいたところであるが、変更パターンを追加する必要が生じたため、協議をお願いしたい。

(支部)

本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

では、引き続き事務折衝を始める。

6月18日の交渉において、サミット期間中の平日夜間帯に勤務する職員にかかる割振り変更案として、以下のパターンをお示しさせていただいたが、新たに、昼間から夜間、夕刻から深夜までの時間帯での業務が見込まれることとなったことから、当該業務に従事する職員の勤務時間として、以下の割振り変更パターンを追加したいと考えている。

【変更パターン①（6月18日交渉済み）】

従事予定時間	当20時30分～翌9時
所定勤務時間	<u>翌0時～翌8時30分</u> ← 翌9時～翌17時30分から変更
休憩時間（想定）	翌3時15分～翌4時
超過勤務	当20時30分～当24時、翌8時30分～翌9時（いずれかで休憩15分間）

【変更パターン②（追加）】

従事予定時間	当20時30分～翌9時
所定勤務時間	当20時30分～翌5時 ← 当9時～当17時30分から変更
休憩時間（想定）	当23時45分～翌0時30分
超過勤務	当5時～当9時（休憩15分間）

【変更パターン③（追加）】

従事予定時間	当17時～翌1時30分
所定勤務時間	当17時～翌1時30分 ← 当9時～当17時30分から変更
休憩時間（想定）	当20時15分～当21時
超過勤務	なし

また、担当する業務によっては、平日の昼間（13時から、15時からなど）から夜間帯にかけてのものや、従事時間が7時間45分に満たないものもあり、これらについては割振り変更を行わず、超過勤務で対応することとしたいと考えている。

本来であれば変更の1週間前までに協議させていただかなければならないところ、府、経済界等関係先との調整に時間を要し、このように直前の申入れとなってしまったことについてお詫び

申しあげる。

なお、職員の健康管理の観点から、従事日の前後の日については、年休等を取得しやすい環境をつくることとする。

(支部)

サミット期間中の24時間体制の必要性については理解しているところであり、一部は超過勤務により対応することも支部としてはやむを得ないものとする。また、夜間帯勤務にかかる割振り変更は、組合員の健康管理の観点から行うものであることから基本的には了承するものであるが、前後の通常勤務に年休を取得できるような環境を整えること、また、突発事態が生じた際などはすぐに連絡等が行えるよう、連絡体制を確立しておくことを求めておく。

ただし、割振り変更は勤務労働条件の変更であり、組合員の健康管理の観点からも、時機を逸することなく交渉するよう前回交渉時においても指摘したところである。サミットに関しては調整先が多いということは理解するが、今後、時間切れの状態でなし崩し的に変更パターンを増やしていくというやり方は到底認められないので、改めて指摘しておく。

(局)

ご指摘の点について、本協議以降に再び変更パターンを追加するといったことのないよう、また、割振り変更を実施するにあたっては、適切に運用するよう管理監督者と連携して取り組んでいく。期間内の業務が多岐にわたり、短期間で様々な調整を行っていたため、このようにギリギリのタイミングとなり、結果として組合員の皆さまにご迷惑をおかけすることとなったことについて改めてお詫び申しあげるとともに、従事いただく職員全員に、当日の勤怠等について早急に説明させていただきたいと考えているのでよろしく願います。

(支部)

指摘した点について、適切に運用されることを求めたうえで、勤務時間の割振り変更の追加等について了解する。